

# お知らせ information

2016

# 6

## ■保育料が一部変更となりました

4月から国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯について、一部、幼稚園・保育所の保育料が変更になりました。

すでに提出されている世帯情報等により、該当となる世帯については、変更後の保育料を通知しています。そのような場合は、6月30日(木)までに市ごども課までご連絡ください。

②保育所におけるひとり親家庭等世帯の軽減範囲の拡大  
母(父)子家庭や障がい者(児)等がいる世帯の場合は、所得割課税額7万7101円未満に対象が拡大となります。

③ひとり親家庭等世帯における多子軽減の拡大  
幼稚園・保育所に入園(所)している母(父)子家庭や障がい者(児)等がいる世帯で、所得割課税額7万7101円未満の世帯については、①の変更を行うとともに、1人目の子どもについては保育料基準額の半額とし、2人目以降は無料になります。

## 【変更点】 ①多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃

(対象世帯)

A 幼稚園の場合は、市民税の所得割課税額7万7101円未満の世帯

B 保育所の場合は、市民税の所得割課税額5万7700円未満の世帯

※AまたはBに該当する世帯については、年齢による制限を撤廃し、生計が同じ子どもであれば、小学生以上でも最年長の子を1人目と数え、順に2

## 問い合わせ/市ごども課

子育てグループ  
☎23・6529  
育成グループ  
☎23・6530

## ■乳がん検診のご案内

市では、市民の方を対象に乳がん検診を実施します。

### 実施日

7月23日(土)・24日(日)

### 受付時間

8時30分～10時30分  
12時30分～14時

### 対象

40歳～49歳：2500円  
50歳～74歳：2000円

### 料金

※75歳以上の方は無料です。

### 場所

保健福祉センター

### 検診内容

マンモグラフィ  
検診(専門医の視触診はありません)

### ※事前予約が必要です。

※平成27年4月以降に市の乳がん検診を受けた方は受診できません。

※稚内市国民健康保険加入の方は、助成制度により検診料金は徴収しません。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は減免制度があります。申し込み時に申請してください。

※検診結果は、1か月～1か月半後に郵送します。

## 問い合わせ

市健康づくり課健康推進グループ  
☎23・4000

## ■肝がん検診のご案内

次の日程で、肝がん検診を実施します。

### 実施日

7月17日(日)

### 受付時間

8時30分～12時  
※予約人数により、時間は変動します。

### 対象

B型肝炎やC型肝炎ウイルスを持っている方、脂肪肝や肝機能障害の方、家族に肝臓病の方がいる方、肝臓専門医にかかったことがない方

### 申し込み・問い合わせ

肝がん検診団事務局  
☎011・350・1008  
場所/保健福祉センター

## 検診内容/問診、採血、腹部エコー、肝臓専門医による療養相談

### 申し込み期間

6月16日(木)～29日(水)  
9時～17時  
(月・土・日・祝日休み)

※留守番電話での対応です。平日の日に連絡の取れる電話番号と名前を録音してください。

## ■児童手当の現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月1日に受給資格の有無を確認するため「現況届」の提出が必要です。

### 提出がない場合は、6月分以降の児童手当を受けられなくなり、忘れずに提出してください。

### 提出書類

▼全受給者  
・児童手当現況届(5月下旬に送付済み)  
・家族全員分の保険証のコピー

### ▼その他

・別居児童が含まれている世帯全員の住民票  
・世帯の状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

### 1月2日以降に転入してきた方

平成28年度の市町村民税所得課税証明書

### 支給対象児童と別居している方

・別居の児童を監護している旨の申立書  
・別居児童が含まれている世帯全員の住民票

### 提出先・問い合わせ

市ごども課子育てグループ  
☎097・8686  
中央3丁目13番15号  
☎23・6529

### 提出方法

※公務員の方は職場にお問い合わせください。  
市ごども課に郵送または持参してください。  
提出期限/6月30日(木)

## ■国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の方は、国民年金に必ず加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

しかし、保険料を納めることが困難な学生の方には、

制度を利用するには、毎年度の申請が必要です。

※平成28年度の猶予を希望する方は、早めに申請してください。

### 特例期間

申請年の4月から翌年3月までの1年間

### 対象

大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学している方で、前年の所得が118万+(扶養親族数×38万円)で計算した額以下になる方

※申請は住民票のある市町村で行ってください。  
手続きに必要なもの  
・学生証(コピー可)または在学証明書(コピー不可)  
・年金手帳  
・認印

### その他

・申請時点の2年1か月前の分まで申請できます。  
・学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

## 申し込み・問い合わせ

市総合窓口課保険年金グループ  
☎23・6410

## 便利な「ねんきんネット」

最新の年金記録の確認や将来の年金額を試算するなど、様々なことができます。日本年金機構のホームページから利用登録ができます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

※申し込みには基礎年金番号が必要です。